

京都市訓令甲第32号

府 中 一 般

事 業 所

教育委員会事務局

京都市用地事務取扱規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条中「行財政局資産活用推進室資産管理課長」を「行財政局管財契約部資産管理課長」に改める。

別表行財政局の項中「資産活用推進室」を「管財契約部資産管理課」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局資産活用推進室)